

「1-メチルシクロプロペン」、「オキシポコナゾールフマル酸塩」、「ジクロベンチアゾクス」、「トルクロホスメチル」、「フロルピラウキシフェンベンジル」、「ペンチオピラド」及び「チルジピロシン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

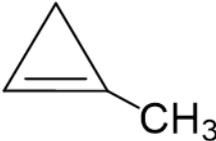
1. 1-メチルシクロプロペン（農薬）
2. オキシポコナゾールフマル酸塩（農薬）
3. ジクロベンチアゾクス（農薬）
4. トルクロホスメチル（農薬）
5. フロルピラウキシフェンベンジル（農薬）
6. ペンチオピラド（農薬）
7. チルジピロシン（動物用医薬品）

1-メチルシクロプロペン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 29 年 10 月 13 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	1-メチルシクロプロペン(1-Methylcyclopropene)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	植物中のエチレン受容体と結合することにより、成熟等に係るエチレンのホルモン作用を抑制する。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:りんご、なし等 今回、すもも、バナナ等への適用拡大申請 使用方法:くん蒸	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国:基準なし カナダ:りんご、トマト等 EU:すもも、トマト等 豪州:基準なし ニュージーランド:野菜類、果実類
食品安全委員会での評価等	【1】平成17年 8月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年12月17日 食品健康影響評価結果 受理 ADI:設定できない。ただし、本剤の残留量は極微量であり、ヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えられた。	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

オキシポコナゾールフマル酸塩

1. 今回の諮問の経緯

・平成 30 年 7 月 30 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成 26 年 1 月 30 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	オキシポコナゾールフマル酸塩 (Oxpoconazole fumarate)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	イミダゾール系の殺菌剤である。ステロール生合成を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、おうとう等 今回、かんきつ(みかんを除く)及びみかんへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

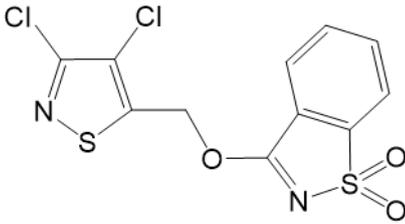
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジクロベンチアゾクス

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年8月2日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく新規登録」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジクロベンチアゾクス (Dichlobentiazox)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	植物のサリチル酸経路を活性化し、病害抵抗性を誘導することにより防除効果を発揮すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、稲への新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トルクロホスメチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年4月 26 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成 24 年8月 21 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	トルクロホスメチル (Tolclofos-methyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	細胞の運動機能や細胞分裂の制御機構に作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、レタス等 今回、こまつなへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.07 mg/kg 体重/day (1994 年)
	国際基準	レタス、ばれいしょ等
	諸外国	EU: りんご、ほうれんそう等 豪州: レタス、ばれいしょ等 米国、カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

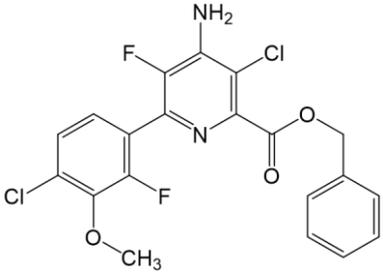
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フロルピラウキシフェンベンジル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年9月 12 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フロルピラウキシフェンベンジル (Florpyrauxifen-benzyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	合成オーキシンの除草剤である。植物ホルモン作用を攪乱させ生育を妨げることにより雑草が枯死すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、稲への新規登録申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 米、魚介類等 カナダ: 基準なし 豪州: 米、乳等 EU、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

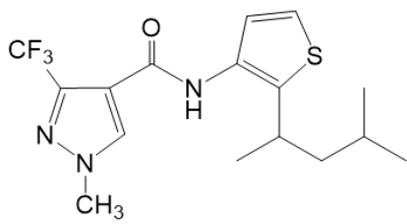
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ペンチオピラド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年 7 月 30 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ペンチオピラド (Penthiopyrad)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾール系殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体 II の阻害作用により、ATP合成を阻害するものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、きゅうり等 今回、小麦への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/day (2012 年) ARfD = 1 mg/kg 体重 (2012 年)
	国際基準	キャベツ、小麦等
	諸外国	米国: 小麦、ばれいしょ等 カナダ: 小麦、なす等 EU: 小麦、にんにく等 豪州: りんご、トマト等 ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成19年 5月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年10月 4日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成23年 6月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 5月10日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成25年 1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年 4月22日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成26年 1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 4月22日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.081 mg/kg 体重/day	

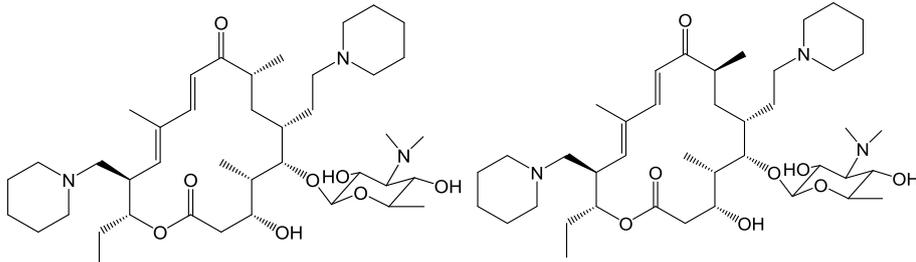
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チルジピロシン

1. 今回の諮問の経緯

・平成 30 年 11 月 20 日、農林水産省から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の承認」に係る意見聴取を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	チルジピロシン (Tildipirosin)	
構造式	 <p style="text-align: center;">PMT PMT-T</p>	
用途	抗生物質	
作用機構	マクロライド系抗生物質である。細菌のリボソーム50Sサブユニットに結合してタンパク質合成を阻害することにより、細菌の発育・増殖を抑制すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】 承認されていない。	
国際機関、海外での状況	JECFA	リスク評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 牛 カナダ: 牛 EU: 牛及び豚 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【1-メチルシクロプロペン】

・作物残留試験

【ペンチオピラド】

・植物代謝試験

・家畜代謝試験

・作物残留試験

・家畜残留試験

・28日間反復経口投与毒性試験